

令和5年度
議会活性化推進特別委員会
調査研究結果報告書

令和6年2月
豊田市議会

目 次

1	設置の経過	1
2	調査研究事項	2
3	委員会開催状況及び内容	3
4	調査研究結果	5
5	提 言	13
6	おわりに	16
参考資料：	①各条文の評価・検証結果	17
	②議会活性化取組計画（案）	43

令和6年2月29日

豊田市議会議長

木本文也様

議会活性化推進特別委員会

委員長 浅井保孝

議会活性化推進特別委員会調査研究結果報告書

本委員会は、令和5年5月18日の本会議において設置されて以来、委員会の設置目的である、議会基本条例に基づき前任期中に行ったこれまでの取組を検証・評価し、今任期中の議会活性化に向けた方針を設定することで継続的な議会力の向上を目指し、調査研究を進めてきた。

これまでの経過と活動について、その結果を報告する。

記

1 設置の経過

- (1) 令和5年5月18日の本会議において設置され、次の11名が委員に選出された。
浅井保孝、石川嘉仁、海老澤要造、窪谷文克、酒井 齊、田代 研、寺田康生、
中尾俊和、中島竜二、松原一也、吉野英国
- (2) 同日開催の委員会において、委員長に浅井保孝、副委員長に石川嘉仁を選出した。

2 調査研究事項

本委員会の設置目的である「議会基本条例に基づき前任期中に行ったこれまでの取組を検証・評価し、今任期中の議会活性化に向けた方針を設定することで継続的な議会力の向上を目指す」を踏まえ、具体的な調査研究事項として以下の点について調査研究した。

1 議会基本条例の検証及び評価

2 議会活性化方針の設定

3 委員会開催状況及び内容

	期 日	内 容
1	令和5年 5月18日(木)	1 正副委員長互選
2	6月16日(金)	1 調査研究事項(案)について 2 年間活動スケジュール(案)について 3 評価・検証方法について 4 勉強会開催概要(案)について 5 行政視察について 6 次回以降の会議日程について
3	6月27日(火)	1 「議会基本条例の評価及び検証」について (勉強会)
4	7月7日(金)	1 条例の検証(第1章~第4章)について
5	7月21日(金)	1 条例の検証について (1) 前回協議部分(第1章~第4章)について (2) 第5章から6章(前半)までの検証について
6	8月22日(火)	1 条例の検証について (1) 前回協議部分(第5章から第6章(前半)まで)について (2) 第6章(後半)から第10章までの検証について
7	9月27日(水)	1 条例の検証について (1) 前回協議部分(第6章(後半)から第10章まで)について (2) 検証の協議事項全体まとめについて 2 報告書について (1) 報告書の構成(案)について (2) 前任期中の議会基本条例の検証及び評価における提言部分の選定について 3 委員の派遣について
8	11月2日(木)	1 行政視察後の意見交換 (1) 神奈川県秦野市 (2) 東京都立川市 (3) 神奈川県茅ヶ崎市

9	11月17日(金)	1 調査研究結果報告書・提言(案)について 2 次回以降の会議日程について
10	12月8日(金)	1 調査研究結果報告書・提言(案)について
11	12月19日(火)	1 調査研究結果報告書(案)について

4 調査研究結果

1 議会基本条例の検証及び評価

(1) 議会基本条例の評価及び検証についての勉強会

講師：自治体議会研究所

代表 高沖 秀宣（たかおき ひでのぶ） 氏

ア 議会基本条例の目的（制定の意義）

(ア) 必要性

議会改革の理念と成果を制度化しておく必要がある。

(イ) 議会改革への影響

条例という法形式をとることによって、「議会改革のメニュー」が住民の監視・評価の下に置かれることになる。

(ウ) 議会の本気度

議会基本条例が制定され、どれだけ議会改革が進んだか、実践されているのかが試されている。

イ 議会基本条例の検証と評価方法

(ア) 検証の意義

- ・ 条例を定めるだけでは、地域の課題解決につながらないため、議会基本条例に基づく議会としての行動が重要であり、いかに条例を実践しているか。
- ・ 行動実践ができていないかを検証することで、行動を評価することができ、成果とプロセスを確認することによって、議会活動の見直しにつながる。
- ・ 社会環境や住民ニーズの変化により、議会基本条例で示している内容そのものの見直しにもつながる。
- ・ 検証することで、より住民起点の議会活動につながるだけでなく、議会としての一体感が醸成されやすくなり、議会力が発揮できる。
- ・ 検証においては、第三者や一般市民を巻き込むことや検証結果を住民にオープンにすることで活動を多面的に捉えることができる。

(イ) 検証・評価方法例

以下3つの市議会の検証・評価方法を例に紹介。

①旭川市議会

議会基本条例第19条で、議会運営の評価及び検証について規定してお

り、まず、議会として自己評価を行い、それを素材として外部評価を実施している。

→議会基本条例に対する議会の自己評価の検証を第三者機関に委ねている。

（平成 25 年度に始め、平成 27 年度には第 2 回の外部有識者による外部評価が行われた。）

②所沢市議会

毎年度自己評価を実施しており、評価については、評価にとどめることなく、今後の取組に生かし、さらなる改善を図っていくものとしている。評価を行う目的は、「議会事業について説明責任を果たす」、「議会事業の改善・効率化」、「予算編成における資料」の 3 つを挙げている。

評価方法は、議会で実施した事業のうち数事業を選択して評価している。議会運営委員会では対内的事項の評価、広聴広報委員会では対外的事項の評価を行うこととしている。

さらに実効性を高めるため、所沢市議会議会評価実施要項を制定し、それぞれが所管した事業等について自己評価を行い、その結果をまとめた報告書を公表している。

③奥州市議会

奥州市議会基本条例検証報告書に基づき、PDCA サイクルシート・行動計画書を令和 3 年 5 月に策定した。

議会基本条例の評価については、全条文を対象として条文単位で評価を行い、その際に使用する評価区分は、達成度を測る「段階評価」、条例改正の可否を測る「管理評価」の 2 区分とし、評価基準をそれぞれ 5 段階又は 4 段階としている。

また、内部評価だけでなく、第三者による外部評価を行っており、依頼先は早稲田大学マニフェスト研究所である。

(ウ) 議会活性化に関する 他市の事例と全国的な潮流

①議会からの政策サイクルの発見

- ・新しい政策サイクル（三重県議会）
- ・議会からの政策形成サイクル（会津若松市議会）
- ・まちづくり委員会との協働による政策サイクル（飯田市議会）

②政策立案に関する意欲的な取組

- ・政策立案等に関するガイドライン作成（奥州市議会）

③議会の危機管理

東日本大震災、集中豪雨等の自然災害に加えて、新型コロナウイルス感染症対策も考慮し、議会BCPの策定とオンラインの活用による議会運営を検討
→議会BCPについて定め、議会基本条例に明記（取手市議会、奥州市議会）

④多様性の尊重

- ・議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備
- ・多様な市民の声の反映



(2) 議会基本条例の評価・検証

ア 検証作業

(ア) 作業手順

委員の所属する会派等ごとに、評価表に記載した条文に基づく具体策について、前回の特別委員会で設定した「目指すべき姿」に対して、実績を確認したうえで「達成」「ほぼ達成」「不十分」「未実施」の4段階評価を行った。また、「条文の見直しの必要性」及び「今任期末の目指すべき姿」の検討も併せて行い、それらの結果を基に、本委員会でさらに検証を進め、委員会としての最終的な評価等を行った。

(イ) 検証の対象時期

前任期中である、平成31年4月30日から令和5年4月29日までとした。

イ 検証結果

(ア) 議会基本条例改正の必要性について

条例改正を必要とした条文はなし

(イ) 条文ごとの評価・検証結果について

参考資料①「条文ごとの評価・検証結果」のとおり



2 行政視察による調査

■秦野市議会（神奈川県秦野市）

1 概要

（１）議会基本条例の検証

平成 23 年 7 月に議会基本条例を施行。条例施行後、条例に基づく取組について検証する必要があることから、平成 30 年 6 月に「議会基本条例検証委員会」を設置し、検証作業を進めた。計 12 回の会議を重ね、「議会基本条例に基づく取組の検証シート」により取組の実績と今後どのように取り組むべきなのかを検証した。

（２）通年会期制の導入

平成 30 年の検証の中で通年会期制の導入について協議され、令和元年に議会運営委員会での協議を始めた。その後、新型コロナウイルス感染症拡大により議会活動が制約を受け、今まで以上に市民の声を執行部に届ける必要があると思い、政策立案機能の強化と機動性の強化のため、通年会期制導入の議論を本格開始した。先進地への視察や執行部との協議、市民への周知方法等の協議を重ね、令和 4 年 1 月から通年の会期へと移行した。通年会期制を通して、政策立案機能の強化と危機管理上の迅速な対応が可能となった。

（３）議会からの政策提言

常任委員会を中心とし、議長の任期である 2 年での政策立案サイクルを確立し、議会としての提案を可能とする仕組みができた。成果として、政策提言のために視察先を議員間で議論して選定することができたことや、市内の課題を議員間で共有する機会が増えたことが挙げられる。



政策立案イメージとしては、市民の声→課題の整理→優先順位の議論→各団体との意見交換→執行部への政策提言→課題の解決とつながっていく。

（４）議会運営（議会改革）に関して今後目指していること

市民に開かれた議会となるために、市民から問題提起ができる環境づくりが必要であり、今回の通年会期制を通しての政策立案のサイクルがその一翼を担うことを期待する。

2 所感

- ・通年会期制については、通年会期制にしたからといって直接的に議会活性化に係るとはいうわけではないが、秦野市の場合は、政策提言を議会から行うための手段として通年会期制を取り入れたということだった。そのため、議会改革に取り組むという点や政策提言に力を入れるという点で、一つの手段として参考となった。

- ・通年会期制に関しては、メリットと課題があり、秦野市で取り入れる際にも他市への聞き取り等検討を重ねたとのことであった。また、まだ取り入れたばかりという状況を踏まえると他市の動向や検証結果を見つつ、検討していくのがよいと考える。
- ・通年会期制とすることで、議員間討議が活発となる点は、任期の浅い議員にとっても勉強となる部分が増えるため、メリットであると感じた。

■立川市議会（東京都立川市）

1 概要

（1）議会基本条例に沿った検証の実施

平成26年に議会基本条例を公布。平成30年の議会改革特別委員会において、議会基本条例の検証・評価、自己評価、市民評価、第三者評価等の検証方法を学ぶため、八王子市に視察をし、全議員で行うこと、第三者評価（明治大学：牛山久仁氏を中心とした複数メンバーによる第三者委員会の体制）を実施すること、評価は個人評価を基に会派ごとに行い、加えて期数ごとでの評価も行うこととした。

（2）議会基本条例の改定内容とその背景

改正内容は以下の3点である。

①質疑応答の形式（第12条 第2項で委員会でも反問できると規定していることから、議長の許可に加え、委員長も許可できることとする）→実績はなし

②災害等への対応（第18条 “立川市災害対策本部が設置されたとき”に、“その他の緊急事態が発生し、市に対策のための組織が設置されたとき”を追記）

③見直し手続（第26条 条例の見直しについて、“必要があると認めるとき”に、“一般選挙をしたとき”と追記）



（3）立川市議会基本条例の検証等に関する実施要領

令和4年に設立された議会改革特別委員会において協議し、議会基本条例の検証評価方法について決定することで、今後につなげること、不断の評価・改正を行い、条例の目的達成に向けて取組を進めることを目的に、令和5年1月に施行。

検証の頻度は、実施要領第3条により「2年に1回とし、2年ごとの初めの1年以内に取りまとめを行う」としている。検証方法は、シートを用い、各議員が各条項について1点から5点の点数をつけ、その理由を記載したものを集計している。

（4）議会運営（議会改革）に関して今後目指していること

令和5年3月議会で重点的に協議する項目として、議員間討議と決定した。テーマを市民との意見交換会に設定し、各常任委員会で議員間討議を実施した。その結

果を、議会運営委員会で協議し、特別委員会とリンクさせながら進めていくこととなった。令和5年9月議会では議員間討議のルール作りに取り組んでいく。

常に改革を意識し、様々な取組を行っていくこととしている。

2 所感

・基本条例の検証について、視察等を通して、内部評価だけでなく、外部評価を取り入れている点が評価できる。今後、豊田市でも外部評価について、検討をしていくべきだと考える。

・立川市の基本条例の検証方法で、会派ごとのまとめだけでなく、期別ごとの検証のまとめを行っていたという点について、様々な視点を取り入れることができることから、よいと感じた。



■茅ヶ崎市議会（神奈川県茅ヶ崎市）

1 概要

（1）決算審査における決算事業評価の導入

導入開始は、平成21年に行った決算審査から試行的に事業評価を実施。

決算事業評価の意義については以下の2点である。

①議会が議決した予算の執行について、計数的審査、執行状況の審査等にとどまらず、各事業の成果も審査することにより、決算審査をより充実させる。

②決算審査を翌年度予算審査に反映させる。

事業評価の流れは、6月に議長を除く全議員で構成する前年度決算事業評価特別委員会を設置し、常任委員会を活用した分科会を設置後、会期中に各分科会で随時協議を行い、各分科会の所管する事業の中から評価対象とする事業を選定。本会議最終日に各分科会を開催し、各分科会で評価する事業を決定後、前年度決算事業評価特別委員会を開催し、正式決定。7月から8月にかけて議長から市長（行政側）に事業評価の実施を依頼。9月に特別委員会において、各委員による評価シートの作成を経て分科会としての評価決定を行い、特別委員会として決定。本会議での委員長報告後、市長への評価結果を通知し、市長から次年度予算編成等への反映状況の報告を受ける。



今後の課題は、評価対象が前年度の事業であり、2年のタイムラグが生じることと、複数課にわたる部局横断的な事業等は評価できないことである。

(2) 意見交換会

平成 23 年に議会基本条例が施行され、条文に議会報告会を開催することを規定した。様々な方法で取り組んできた。

現行の運用は令和 3 年 4 月から茅ヶ崎市議会 YouTube チャンネルを開設し、予算決算の審査内容をテーマに市議会を紹介し、その活動を伝える動画の作成を行っている。

また、令和 3 年 11 月より意見交換会をワールドカフェ方式に変更することで、気軽に意見交換ができる雰囲気を作るよう工夫した。

2 所 感

- ・ 決算事業評価について、執行状況の審査等だけではなく、各事業の成果も審査するため、決算審査が充実しており、また、その結果を翌年度予算審査に反映させることができているという点で評価できる。しかし、評価対象はあくまで前年度の事業であり、今後の展望は次年度に向けた内容となるため 2 年のタイムラグが生じてしまうことが課題であるとのことだったため、茅ヶ崎市の取組をそのまま踏襲するのではなく、工夫をして豊田市にあった形をとっていく必要があると感じた。
- ・ 決算事業評価について、評価シートを活用しながら評価されている点や、その評価区分については、その都度、見直しがされており、常に時流に沿ったものとなっているところは評価できる。ただ、その事業評価については分科会ごとの評価になるため、その分科会に所属がない会派等、会派の評価が反映されないといったと問題がある。
そのため、全会派の意見が反映されるような仕組みづくりが課題である。
- ・ 議会報告会について、YouTube チャンネルを開設し、議会への関心の薄い若者世代にアプローチしている点が評価できる。本市でも若年層へ PR できるような手法を検討すべきである。
- ・ 意見交換会について、令和 3 年 11 月からワールドカフェ方式での運用を始めており、ざっくばらんな意見交換ができるよう工夫している点がよいと感じた。



5 提言

基本条例の実効性を高め、二元代表制の一翼として議会力のさらなる向上を目指した本委員会の設置目的を踏まえ、以下のとおり提言する。

1 議会基本条例の検証及び評価

(1) 議会活性化のさらなる推進

前任期中の基本条例の検証及び評価の結果は、基本条例の条文自体の見直しの必要はないが、引き続き、基本条例の理念に基づいて議会活性化を行っていく必要があるとの結論であった。そこで、今回の基本条例の検証及び評価の際に出た意見等を基に、さらなる議会活性化に向けて、議会活性化方針の設定を行う。

(2) 今後の議会基本条例の検証及び評価方法の見直しと変更

ア 検証・評価方法について

・評価の方法について、現在は内部での評価にとどまっているが、今後は外部からの第三者評価を検討していくことも必要である。

イ 検証・評価の基となる市民意識の把握について

・市民意識把握の手続きとしては市民意識調査、傍聴アンケート、市民シンポジウムアンケート、市議会報告会兼意見交換会等により把握する。あわせて、全ての市民意識把握の手続きについて、調査の目的や活用方法を整理し、設問の見直しを検討することとする。

ウ 検証・評価を行う時期について

・現在、検証に使用している市民意識のデータについて、検証を実施する年から2年の時差があり、適切に検証に反映できているか疑問がある。直近の市民ニーズ等の反映を任期内で責任を持って行うため、任期の3年目に市民意識調査の実施、検証を実施する特別委員会を4年目に行う。

2 議会活性化方針の設定

豊田市議会がより市民に開かれた議会となるために、広く市民に議会活動を知ってもらうこと、特に若者が市議会に関心を持つための取組や、市民の意見を議会活動に反映するための取組を進めていく必要がある。また、あわせて、市民の期待にさらに応えられる議会となるには、議会の機能強化や議員個人の資質向上の取組を行う必要がある。これらを実現するために、以下の3つを議会活性化方針として定め、具体的な取組を推進する。

なお、次年度以降、議会活性化取組計画（案）に記載の各実施主体において具体的な対応の検討を行われたい。

(1) 取組方針

方針1 市議会情報発信の推進

- ・幅広い世代の市民の興味関心を引くような情報発信の方法を検討し、まずは市議会がどのようなことに取り組んでいるのかを知ってもらう取組が必要である。その手段として、豊田市議会ホームページや議会だよりを充実させることはもとより、若者に身近なツールであるSNSでの情報発信や、映像配信の手法や対象となる会議体の拡大について検討する等、いつでもどこからでも議会を知ることができる仕組みを構築すべきである。

方針2 市民が参画しやすい環境の構築

- ・より開かれた議会に向けて、幅広い世代が市議会に関心を持ってもらえるよう、市民が議会を気軽に傍聴することができる環境を整える必要がある。特に若者や子育て世代を意識した取組の充実を図るべきである。
- ・市民の意思を議会活動へ反映するため、幅広い世代が議会活動に参画できる機会の確保をすべきである。具体的には、現在行っている市民シンポジウム等の在り方を見直し、新たな仕組みを検討すべきである。

方針3 議会の機能強化

- ・本市の課題等を解決するための条例を自主的に立案できる政策に強い議会を目指し、知識習得を目的とした研修の実施及び立案に向けた協議ができる体制の構築が必要である。
- ・常任委員会においては、管内視察や所管事務調査等を積極的に行い、必要に応じて政策提案や提言を実施することで、常任委員会の機能が十分に発揮できるようにすべきである。
- ・専門的事項に関する調査等、状況に応じた手段を活用し、市政の課題解決に努めるべきである。
- ・議会の機能強化のため、チーム議会として議員も議会局職員も積極的な知識の習得など個々の力を伸ばす取組が必要である。
- ・議会改革には、新しい取組を実行するだけでなく、それを着実に実践し継続的に推進していくことが大切であり、議会改革の取組について議論する特別委員会等の会議体を設けるべきである。

(2) 各種取組

活性化方針に基づく重点的な取組は、次のとおりとする。

方針	重点取組	豊田市議会基本条例の対応条文
方針1 市議会情報発信の推進	市議会だよりのリニューアル	第3条、第16条
	市議会ホームページのリニューアルの検討	第3条、第16条
	SNS等の新たな情報発信媒体活用の検討	第16条
方針2 市民が参画しやすい環境の構築	全ての人が傍聴しやすい環境の整備 (親子傍聴スペース、一時保育、会議映像のインターネットライブ配信の検討)	第15条、第17条
	市民シンポジウム等実施方法の見直し・検討	第15条
方針3 議会の機能強化	政策に強い議会体制の構築 (条例立案のための研修の開催、課題等の調査・研究の実施)	第3条、第4条、第8条、第12条
	常任委員会の活動の充実 (所管事務調査の積極的な実施)	第4条、第6条、第7条
	専門的知見の積極的な活用	第13条
	政治倫理条例に関する研修の開催	第19条
	議会局職員研修の実施	第20条
	議会基本条例の検証及び評価方法の見直し	第22条

(3) 実施時期及び各種取組の実施主体

参考資料②「議会活性化取組計画(案)」のとおり

6 おわりに

豊田市議会では、豊田市議会の基本理念を明文化した豊田市議会基本条例を平成21年に制定し、平成24年度、平成28年度、令和元年度に特別委員会を設置し、継続して検証と評価を行ってきました。今年度は、本委員会において前任期の議会活性化の取組について検証と評価を行い、現状と課題を明確にし、これまでの議会活性化の取組や今後の豊田市議会のあるべき姿について議論を重ねてきました。

近年は、国からの権限が地方公共団体に大きく移行されており、地方議会が担う役割も大きくなってきています。市議会が本来の役割を果たし、それによって市民から信頼される存在となるために、また、今後生じる社会の変化や課題に対応した持続可能な地域社会の実現に向けて、より一層の議会改革が市議会には求められ、全国各地で議会改革・活性化への取組が行われています。

これまで豊田市議会では、20年以上前から議会活性化の取組を行ってきました。近年では、議会のICT化において、令和元年度にタブレット端末を導入して議会運営の効率化を図りました。また、昨年度のデジタル化推進特別委員会での提言により、今年度より議会デジタル化推進チームが設置され、幅広い情報発信を可能とする具体的取組への検討が始まっています。

このように本市議会の議会活性化の取組は着実に具現化してきています。今回の検証及び評価では、令和元年度に設定した「目指すべき姿」に対しての実績を確認したうえで達成できているかを確認し、今任期末の「目指すべき姿」について議論を交わしました。また、評価及び検証を行う中で、より良い検証・評価方法について検討し、市民意識の把握の手続きについて、実施時期は任期の3年目にすること及び調査の設問の見直しをすること、検証・評価を行う時期については任期の4年目にすべきと提言しました。

本委員会では、豊田市議会のさらなる活性化に向けて、この検証及び評価結果の反映をより確実なものにするべく、今後の豊田市議会の行動指針となる議会活性化方針の設定を行いました。議会活性化方針を通して重点取組及び取組計画を設定することで、どの実施主体がいかなるタイミングで取組を行っていくべきかという道しるべとなり、議会活性化が着実に継続して進められていくと考えます。

議会の活性化の目的は、豊田市議会が広く市民に開かれた市議会となることです。そのためには、市民に議会活動を知ってもらい、市民の期待にさらに応えられる市議会となることです。議会活性化の取組は、あくまで市民にとって有益かどうかという視点が大切であると考えます。

今回の提言を着実に実行し、我々、市議会議員一人一人が、豊田市議会議員としての責務を遂行できるよう、常に市民の声に耳を傾け、自己研鑽に励み、豊田市議会がさらに活性化し、市民に開かれた議会となることを期待します。

(参考資料①)

各条文の評価・検証結果

評価凡例	◎…達成	○…ほぼ達成	△…不十分	×…未実施
------	------	--------	-------	-------

(前文)

豊田市議会は、市民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する市の最高の意思決定機関であり、豊田市まちづくり基本条例に規定する議会及び議員の責務に基づき、市民の負託にこたえる責務を有している。

また、議会は、二元代表制の下で、市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を保ちながら、市政経営について調査、監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うことが求められている。

近年、国から地方への権限移譲が進み、地方自治体の自己決定権の拡大が進む中で、地域の自主・自律のため、これまで以上に地方議会が果たすべき役割及び責務が大きくなっている。

このため、議会は、特別委員会、議会運営委員会等における協議により、議会の活性化を図るためにさまざまな改革を重ねてきたところである。

議会は、今後も議会の活性化を積極的に推進し、市政に対する市民の意思の反映に全力を尽くすことを決意し、ここに、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、議会と市民及び市長その他の執行機関との関係等に関する基本的事項を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章（総則）

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民の意思の的確な反映及び議会の活性化を図り、もって市民にわかりやすい開かれた議会と市民福祉の向上を実現することを目的とする。

実績・評価等	※目的の規定のため検証・評価の対象外とする。
条例改正の有無	改正なし

(基本理念)

第2条 議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

実績・評価等	※基本理念の規定のため検証・評価の対象外とする。
条例改正の有無	改正なし

(基本方針)

第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を行うこと。
- (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (3) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民にわかりやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化の取組を積極的に推進すること。

①議員提出による政策的な条例づくり	
前回設定した 目指すべき姿	新規条例の制定及び条例改正の実施
実績	新規条例策定の実績なし。
評価	×
確認結果	新規の議員提出条例は未実施であるが、豊田市公契約条例や豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条約のように市議会からの働きかけにより執行部が新たな条例を制定することにつながった。
課題・意見等	条例策定を目的とするのではなく、市民にとって本当に必要なものを見極めることが重要である。そのため、条例制定が必要な場合において、執行部に条例制定の必要性を追求することも成果、評価の対象として考えられる。
令和8年度末の 目指すべき姿	適宜、必要な新規条例の制定及び条例改正（議員提案に限らず市議会からの働きかけによる制定・改正も含む）を実施

②議会ホームページの充実	
前回設定した 目指すべき姿	・ ホームページ構成（内容）の見直し ・ ホームページ以外の新たな手法の検討
実績	■市議会ホームページの構成（内容）の見直し及び新たな手法の検討は未実施であった。 ■議会だよりに市議会ホームページURLのQRコードを掲載した。
評価	△
確認結果	議会だよりに市議会ホームページURLのQRコードを掲載し、ホームページのアクセス数が増加する試みを実施している。
課題・意見等	・ 若者から関心を持ってもらえるような取組が必要である。 ・ Webでの議会中継の配信の検討が必要である。
令和8年度末の 目指すべき姿	・ ホームページ構成（内容）の見直し ・ SNS（YouTube、X（旧：twitter）等）の新たな手法の検討

③議会だよりの充実	
前回設定した 目指すべき姿	リニューアルの実施
実績	<ul style="list-style-type: none"> ■見やすい紙面へリニューアルした。 ・ユニバーサルデザインを考慮したフォントの変更をした。(明朝体からメイリオ・ゴシック体へ変更した。) ・紙面の一般質問のページに各議員の一般質問動画WebページのURLのQRコードを添付した。 ・表紙のデザインを変更した。(議場の天井の照明をモチーフとしたデザインに変更)
評価	○
確認結果	見やすい紙面となるように部分的なリニューアルを行った。
課題・意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・見やすい紙面への取組として、他市も参考にカラー化も視野に入れる必要がある。 ・新しい情報発信のあり方も検討すべきである。
令和8年度末の 目指すべき姿	議会への関心を高める内容とするリニューアルの実施

④継続した議会活性化の取組									
前回設定した 目指すべき姿	議会改革に関する取組の継続実施								
実績	<p>■議会活性化のための特別委員会を設置した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調査研究事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会活性化推進 特別委員会 (令和元年度)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・前任期中の基本条例の検証及び評価 ・本会議の議案質疑 ・予算決算委員会及び予算決算分科会の議案質疑 </td> </tr> <tr> <td>議会情報戦略推 進特別委員会 (令和3年度)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化による迅速な情報共有による議会活動の効率化 ・危機管理などに対応した議会活動の実施 ・諸課題の検討 (議会における情報バリアフリー推進の検討、次期改選期に向けたタブレット端末及びパソコン等OA機器の検討) </td> </tr> <tr> <td>議会デジタル化 推進特別委員会 (令和4年度)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮)議会DX取組方針 ・本会議又は委員会等の中継のインターネットによるライブ配信 ・議場及び議会中継への文字表示(字幕表示) </td> </tr> </tbody> </table>		調査研究事項	議会活性化推進 特別委員会 (令和元年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・前任期中の基本条例の検証及び評価 ・本会議の議案質疑 ・予算決算委員会及び予算決算分科会の議案質疑 	議会情報戦略推 進特別委員会 (令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化による迅速な情報共有による議会活動の効率化 ・危機管理などに対応した議会活動の実施 ・諸課題の検討 (議会における情報バリアフリー推進の検討、次期改選期に向けたタブレット端末及びパソコン等OA機器の検討) 	議会デジタル化 推進特別委員会 (令和4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮)議会DX取組方針 ・本会議又は委員会等の中継のインターネットによるライブ配信 ・議場及び議会中継への文字表示(字幕表示)
		調査研究事項							
	議会活性化推進 特別委員会 (令和元年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・前任期中の基本条例の検証及び評価 ・本会議の議案質疑 ・予算決算委員会及び予算決算分科会の議案質疑 							
	議会情報戦略推 進特別委員会 (令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化による迅速な情報共有による議会活動の効率化 ・危機管理などに対応した議会活動の実施 ・諸課題の検討 (議会における情報バリアフリー推進の検討、次期改選期に向けたタブレット端末及びパソコン等OA機器の検討) 							
議会デジタル化 推進特別委員会 (令和4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮)議会DX取組方針 ・本会議又は委員会等の中継のインターネットによるライブ配信 ・議場及び議会中継への文字表示(字幕表示) 								
評価	○								
確認結果	<ul style="list-style-type: none"> ・議会活性化の取組については、特別委員会を設置して検証が行われ、提言に基づき改革が持続的に行われている。 ・特に、議会DXについては、令和4年度の特別委員会の提言をもとに、議会デジタル化推進チーム会議により令和5年度から4年間取り組んでいるため、良い方向へ前進しているところが評価できる。 								
課題・意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・常に、社会情勢や取り巻く環境に注意を払い、引き続き活性化に向けた取組を継続することが必要である。 ・前回の議会活性化推進特別委員会(令和元年度)の提言について、若者に関心を持ってもらうための取組など、検討が進んでいない部分がある。 								
令和8年度末の 目指すべき姿	開かれた議会運営を目指した取組の実施								

⑤委員会出席の特例【新規】	
前回設定した 目指すべき姿	新規設定のためなし
実績	<ul style="list-style-type: none"> ■オンラインで委員会に出席できるように豊田市議会委員会条例を改正した。 (令和3年6月) ・令和3年度：1回（議会情報戦略推進特別委員会） ・令和4年度：2回（企画総務委員会）
評価	○
確認結果	コロナ禍という緊急事態への対応として、議員の委員会への出席の機会を確保し議会の役割を果たしていくため、豊田市委員会条例の一部を早急に改正した。
課題・意見等	今後は、非常時においても議会機能が適切に発揮できるよう行動指針を定める必要がある。
令和8年度末の 目指すべき姿	対面を原則としつつも、オンラインで参加できる要件の拡大の検討

条例改正の有無	改正なし
---------	------

第2章 議員の責務及び活動原則

（議員の責務及び活動原則）

第4条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めるものとする。

2 議員は、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民の代表としてふさわしい活動を行うものとする。

3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めるものとする。

4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。

①本会議での討論・委員会での意見の充実	
前回設定した 目指すべき姿	新たなルールの策定
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議では、各会派の代表者及び諸派議員の全員が毎定例会において積極的に討論を実施している。 ・常任委員会においても、必要に応じて意見を実施している。 ・前任期中に新たなルールは策定していない。
評価	○
確認結果	各議員がそれぞれ活発な議論をすることができているため、新たなルールの作成は行わなかった。
課題・意見等	特になし
令和8年度末の 目指すべき姿	毎定例会での積極的な議論に繋がる討論及び委員会での意見の実施

②議員研修の実施	
前回設定した 目指すべき姿	様々なテーマでの実施（現状維持）
実績	<p>■様々なテーマに関する議員研修を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度：3回（「人権研修」～人権擁護委員の活動と最近の人権課題～ ほか） ・令和2年度：2回（「空き家の発生抑制・利活用・解体促進」 ほか） ・令和3年度：1回（「議会・議員によるSNSとの付き合い方」） ・令和4年度：3回（「最近のアレルギー疾患の話題」 ー愛知県における取組みも含めてー ほか） <p>※上記以外にも、市民シンポジウム、パソコン研修、西三河市議会議員合同研修会、尾三11市議会議員合同研修会への参加も行っている。</p>
評価	○
確認結果	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても継続して実施できた。 ・令和4年度の市民シンポジウムでは、来場された多くの方から勉強になったとの言葉をいただいた。
課題・意見等	議員の資質向上のための、時代に合った多様なテーマを取り上げていくことが重要である。
令和8年度末の 目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策に強い議会」を意識したテーマの研修を実施 ・「市民に信頼される議会」を意識したテーマの研修を実施

条例改正の有無	改正なし
---------	------

（会派）

第5条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で合意形成に努めるものとする。

3 会派は、議会活動について、市民に対して説明するよう努めるものとする。

①各派代表者会議の充実	
前回設定した 目指すべき姿	現行の運営方法の継続（現状維持）
実績	適宜開催をしている。
評価	○
確認結果	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な時期に開催し、議会の諸課題等に対して各派の意見を調整する機会として十分に機能している。 ・スムーズな議会運営につながった。
課題・意見等	特になし
令和8年度末の 目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて適宜開催 ・運営方法の申合せ事項の見直し

②各派・個人による報告会の実施	
前回設定した 目指すべき姿	全議員が年間1回以上の実施（会派での実施又は個人での実施のいずれも可）
実績	会派、個人による報告会を実施している。
評価	○
確認結果	・各会派、各個人で市議会議員活動報告会を実施できている。 ・コロナ禍で実施できない年があった。
課題・意見等	議員の活動として重要な活動であるため、積極的に実施することが必要である。
令和8年度末の 目指すべき姿	全議員が年間1回以上の実施（会派での実施又は個人での実施のいずれも可）

条例改正の有無	改正なし
---------	------

第3章 議会運営の原則等

（議会運営の原則）

第6条 議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

2 議会は、一問一答方式による質問の実施等、市民にわかりやすい運営を行うものとする。

3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。

4 常任委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

5 議会運営委員会及び常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。

①一問一答方式の実施	
前回設定した 目指すべき姿	一問一答方式の実施（継続実施）
実績	■一般質問は、平成17年3月市議会定例会から継続して実施している。 ■本会議での議案質疑は、令和3年6月市議会定例会から実施している。（試行実施含む）
評価	◎
確認結果	一般質問に加えて、本会議での議案質疑も一問一答方式が実施でき、より分かりやすくなり評価できる。
課題・意見等	特になし
令和8年度末の 目指すべき姿	一問一答方式の実施（継続実施）

②議会運営委員会の充実	
前回設定した 目指すべき姿	適切なタイミングでの開催（継続実施）
実績	<p>■議会運営委員会の活動を充実させるため、定例会・臨時会の議事運営に係る議会運営委員会以外に、令和２年度から本会議の議案質疑など諸課題の検討を議会運営委員会において行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度：17回 ・令和２年度：22回 ・令和３年度：26回 ・令和４年度：27回
評価	◎
確認結果	適切なタイミングにおいて開催され、役割を果たしている。
課題・意見等	特になし
令和８年度末の 目指すべき姿	適切な時期における開催（継続実施）

③常任委員会の活動の充実	
前回設定した 目指すべき姿	現在の実施方法を継続しつつ、管内視察を充実する
実績	<p>■常任委員会の活動を充実させるため、常任委員会ごとに議会報告会兼意見交換会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度：４回（M I C E を生かしたまちづくり ほか） ・令和２年度：５回（S D G s の推進に向けた取組と今後の展開 ほか） ・令和３年度：５回（S I B の進展による社会的問題の解決を目指して ほか） ・令和４年度：４回（地域課題の解決や地域活性化に向けた地域会議の取組の現状と今後について ほか） <p>■管内視察の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和２年度：２件（上郷支所福祉の相談窓口ほか） ・令和４年度：１件（明治用水頭首工）
評価	○
確認結果	議会報告会兼意見交換会で関係団体から意見聴取を行い直接具体的な意見を得ることができたことは効果的な調査となった。
課題・意見等	常任委員会での管内視察は、大きな課題等がないと実施されていない。
令和８年度末の 目指すべき姿	各常任委員会での積極的な管内視察の実施

④特別委員会の活動の充実【新規】	
前回設定した 目指すべき姿	新規設定のためなし
実績	<p>■特別に調査・研究等が必要な事項がある場合に設置し、市長等に提言を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度：2委員会（議会活性化推進特別委員会 ほか） ・令和2年度：2委員会（まちの賑わい創出緊急対策特別委員会 ほか） ・令和3年度：2委員会（都心の賑わい創出検討特別委員会 ほか） ・令和4年度：2委員会（大規模イベントを生かしたまちづくり特別委員会 ほか）
評価	○
確認結果	毎年2つの特別委員会を設置し、調査研究に積極的に取り組んでいるため、特別委員会の活動は充実している。
課題・意見等	提言後の確認が必要である。
令和8年度末の 目指すべき姿	真に必要なテーマの特別委員会の設置

⑤閉会中の所管事務調査の積極的な実施	
前回設定した 目指すべき姿	委員提言によるテーマに対する調査の実施
実績	<p>■所管事務調査（開会中含む）を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度：4回（新型コロナウイルス感染症の発生状況等について ほか） ・令和4年度：1回（どんぐりの里いなぶで発生した着服事件の概要と再発防止について）
評価	○
確認結果	所管事務調査をすべき重大な事項について必要に応じて実施している。
課題・意見等	所管事務調査を実施する判断基準の明確化が必要である。
令和8年度末の 目指すべき姿	委員提言によるテーマに対する調査の積極的な実施

⑥本会議及び予算決算委員会等の議案質疑のあり方の検討	
前回設定した 目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議の議案質疑の範囲（現状：大局的（政策的・大綱的））について、さらに詳細な基準を設けるか、又は、委員会中心主義として本会議での議案質疑を凍結するなどを検討 ・予算決算委員会及び予算決算分科会の議案質疑について、本会議の議案質疑の検討に合わせ、予算決算委員会及び予算決算分科会の今後のあり方（方針）を検討
実績	<ul style="list-style-type: none"> ■議会運営委員会において、令和2年度から検討を開始した。令和3年度から試行実施を行い、検証・見直し経て令和5年度から、以下のとおり実施方法を変更した。 ・予算決算委員会全体会質疑は本会議の議案質疑で行う。 ・議案質疑は会派持ち時間制、発言順位は会派構成人数順、質疑・答弁の方法は一問一答方式とする。 ・一般質問を3日間で平準化し、議案質疑を別日にするなど会期日程を見直した。
評価	○
確認結果	<ul style="list-style-type: none"> ・試行実施を含め検討し、見直した上で本格的に実施したことは評価できる。 ・会期日程について見直しをしたことにより、市職員の働き方改革につながった。
課題・意見等	質疑の内容についての精査は、今後も必要である。
令和8年度末の 目指すべき姿	なし（令和5年度より本格実施されており、検討を終了したため）
条例改正の有	改正なし

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、市民に対して説明する責務を有する。

①議会報告会の実施	
前回設定した 目指すべき姿	幅広い団体との意見交換の実施（現状維持）
実績	■ 常任委員会の活動を充実させるため、常任委員会ごとに議会報告会兼意見交換会を実施した。 ・ 令和元年度：4回（MICEを生かしたまちづくり ほか） ・ 令和2年度：5回（SDGsの推進に向けた取組と今後の展開 ほか） ・ 令和3年度：5回（SIBの進展による社会的問題の解決を目指して ほか） ・ 令和4年度：4回（地域課題の解決や地域活性化に向けた地域会議の取組の現状と今後について ほか）
評価	○
確認結果	・ コロナ禍においても感染対策を行いながら多くの団体との意見交換を実施している。 ・ 各団体から現在抱えている課題や要望など生の声を聞く機会であり、大変有意義であり勉強になる。
課題・意見等	各団体からの意見を今後は、どう議会として政策に反映していくかが課題である。
令和8年度末の 目指すべき姿	幅広い団体との意見交換の実施（継続実施）

条例改正の有無	改正なし
---------	------

第4章 議会と市長等の関係

(市長等との関係)

第8条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組まなければならない。

①様々な手段による監視・評価の実施	
前回設定した 目指すべき姿	様々な手段による監視・評価（継続実施）
実績	<p>■事務の監視及び評価については、以下の手段により適切に行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例等の議案審議 ・ 予算及び決算に関する審議 ・ 一定額以上の契約に対する議決 ・ 代表質問、一般質問 ・ 本会議及び常任委員会における討論 ・ 議決すべき事件に関する条例に基づく主要基本計画及び団体提携等の議決 ・ 年度当初における重点取組項目の説明 ・ 各定例会における審議会、重要計画の審議経過の報告 ・ 事件、事故が発生した際の所管事務調査の実施 ・ 監査委員からの報告 ・ 例月現金出納検査 ・ 市が出資している団体（協会・公社等）の経営状況の報告 ・ 一定の役職に対する選任同意権の行使 ・ 主要施設新築・改築の事前視察の実施 ・ 執行部からの情報提供（報道機関への発表案件等、各種情報） ・ 執行部からの報告（事件、事故等）
評価	○
確認結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議や委員会における審査のほか様々な手段により適切に監視及び評価を行い議会としてのチェック機能を果たしている。 ・ 特別委員会による政策提言を実施している。
課題・意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視及び評価がどれだけ政策立案や政策提言に活かしているのか分かりにくい。 ・ 現状の方法以外にも他市の取組状況等の調査研究を行い、良い事例に関して導入の検討を行う必要もある。
令和8年度末の 目指すべき姿	様々な手段による監視・評価を実施（継続実施）
条例改正の有無	改正なし

(確認の機会の付与)

第9条 議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長は、会議等における審議又は審査の充実を図るため、会議等の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等及びその職員に対し、議員及び委員の発言の主旨に対する確認の機会を付与することができる。

①確認の機会の付与	
前回設定した 目指すべき姿	確認の機会の付与（継続実施）
実績	■確認の機会の付与があることにより、論点が明確になり適正な審議を実施できている。 ・令和元年度から令和4年度まで：0件
評価	○
確認結果	結果的に実績はなかったが、確認の機会が制度化されている。
課題・意見等	確認の機会の付与の適用範囲について検討も必要である。
令和8年度末の 目指すべき姿	確認の機会を付与（継続実施）

条例改正の有無	改正なし
---------	------

(政策等の形成過程の説明要求)

第10条 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。

①基本的計画の議会への説明	
前回設定した 目指すべき姿	豊田市議会の議決すべき事件等に関する条例に基づく計画の報告（継続実施）
実績	<p>■豊田市基本構想を実現するために策定される、重要性があり計画期間が相当年数ある計画について、報告を執行部に求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度：6件（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 ほか） ・令和2年度：12件（第2期豊田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ほか） ・令和3年度：12件（（仮称）第3次豊田市国際化推進計画 ほか） ・令和4年度：6件（第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 ほか） <p>※議決が必要な以下の6計画を除く</p> <p>①豊田市総合計画（基本構想）、②豊田市都市計画マスタープラン、③健康づくり豊田21計画、④豊田市教育行政計画、⑤豊田市環境基本計画、⑥豊田市子ども総合計画</p>
評価	◎
確認結果	議会として執行部に説明を求め、丁寧に説明を受ける機会を設けており、機能を果たしている。
課題・意見等	特になし
令和8年度末の 目指すべき姿	豊田市議会の議決すべき事件等に関する条例に基づく計画の報告（継続実施）
条例改正の有無	改正なし

(監視及び評価)

第11条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

①監視及び評価項目の洗い出し	
前回設定した 目指すべき姿	様々な手段による監視・評価（継続実施）
実績	※第8条と同様のため省略
評価	—
確認結果	本会議や委員会における審査のほか様々な手段により適切に監視、評価を行い議会としてのチェック機能を果たしている。
課題・意見等	監視及び評価項目の洗い出しが明確に行えていない。
令和8年度末の 目指すべき姿	様々な手段による監視・評価を実施（継続実施）

条例改正の有無	改正なし
---------	------

第5章 議会機能の強化

(議会機能の強化)

第12条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

①議員研修の実施	
実績・評価等	※第4条で検証済みのため省略

条例改正の有無	改正なし
---------	------

(審査・調査活動等)

第13条 議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。

2 議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。

①調査権の行使	
前回設定した 目指すべき姿	運用基準（ルール）の作成
実績	<ul style="list-style-type: none"> ■ 常任委員会の所管事務調査 ※ 第6条で検証済みのため省略 ■ 100条調査権の行使は実績なし。
評価	○
確認結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用基準の作成は実施していない。 ・ 100条調査権行使の実績がなかったのは、調査権を行使するほど重大な問題が発生しておらず、必要がなかったためと考えられる。
課題・意見等	運用基準を定めると柔軟な対応が難しくなる懸念がある。
令和8年度末の 目指すべき姿	必要に応じた調査権の行使

②専門的知見の活用	
前回設定した 目指すべき姿	運用基準（ルール）の作成
実績	専門的知見活用の実績なし。
評価	△
確認結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用基準の作成は実施していない。 ・ 必要に応じて、調査のために学識経験者など専門家を活用できるとよい。
課題・意見等	運用基準を定めると柔軟な対応が難しくなる懸念がある。
令和8年度末の 目指すべき姿	積極的な専門的知見の活用

条例改正の有無	改正なし
---------	------

(政務活動費)

第14条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。

2 会派又は議員は、厳格な使途基準に従い、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

3 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

①使途基準及び額の検証	
前回設定した 目指すべき姿	適正な管理（継続実施）
実績	<ul style="list-style-type: none"> ■額の検証 <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬等及び特別職の給与に関する審議会において検証した。 ■使途基準 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に政務活動費の使途基準の見直しを行った。（ガソリン代、意思疎通支援者謝礼を新たに認めた。）
評価	○
確認結果	<ul style="list-style-type: none"> ■額の検証 <ul style="list-style-type: none"> ・報酬等審議会に諮問を行い、答申結果に基づき変更を行うなど適正に決定がされている。 ■使途基準 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な議員活動に柔軟に対応するように政務活動費の使途基準の見直しを行うことができた。
課題・意見等	特になし
令和8年度末の 目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の額の適正化（継続実施） ・政務活動費の使途基準が厳格に定められた適正な執行（継続実施）

②適正な支出の確認	
前回設定した 目指すべき姿	適正な管理（継続実施）
実績	会派等により適正な審査を実施したうえで執行している。
評価	◎
確認結果	<ul style="list-style-type: none"> ・使途基準及び適正な支出についても、各会派等による十分な確認が行われている。 ・会派及び全ての議員に対して適正審査・報告が行われている。
課題・意見等	特になし
令和8年度末の 目指すべき姿	政務活動費の支出の適正な実施（継続実施）

条例改正の有無	改正なし
---------	------

第6章 市民と議会の関係

(市民の議会活動への参画の確保)

第15条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、広く議会外の意見を聴取する参考人、公聴会等の制度の活用にも努めるものとする。

①議会報告会の実施	
実績・評価等	※第7条で検証済みのため省略

②市民シンポジウムの実施	
前回設定した 目指すべき姿	大学生や高校生を対象としたシンポジウムの開催
実績	<ul style="list-style-type: none"> ■大学生や高校生を対象としたシンポジウムの開催について、実績なし。 ■令和元年度の市民シンポジウムでパネリストとして大学生を起用した。(学生によるまちづくり提案メンバー長谷川葉月氏)
評価	△
確認結果	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生や高校生を対象としたシンポジウムの開催の実績はなかった。 ・目標値の表記では「大学生や高校生を対象とした」とあるが、広く「市民」としたほうがよいと思われる。
課題・意見等	ターゲットを若年層に絞ると、広く市民を対象としたシンポジウムとされない恐れがある。
令和8年度末の 目指すべき姿	多くの市民が参加できるシンポジウムの実施方法の検討

③市民意識調査の実施	
前回設定した 目指すべき姿	任期のうち2年目に実施(継続実施)
実績	令和2年度に第4回議会に関する市民意識調査を実施している。 ※任期のうち2年目に実施している。
評価	△
確認結果	市民の議会に対する意識を把握することに役立っている
課題・意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・目的を明確にした設問項目の設定が必要である。 ・議会の活性化に繋げるため、議会基本条例の評価に調査結果を利用しているが、実施時期と評価時期の時間的乖離(3年)があり、議会に十分な繁栄ができていない。
令和8年度末の 目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> ・設問の内容の見直し・検討の実施 ・調査実施時期の検討

④参考人の招致	
前回設定した 目指すべき姿	・ 制度の活用（真に必要なケースが生じた場合） ・ 指針の検討
実績	参考人招致の実績なし。
評価	○
確認結果	制度を活用する案件がなかったが、制度活用のための手続きは構築されている。
課題・意見等	特になし
令和8年度末の 目指すべき姿	真に必要なケースが生じた場合の制度の活用

⑤公聴会の実施	
前回設定した 目指すべき姿	・ 制度の活用（真に必要なケースが生じた場合） ・ 指針の検討
実績	公聴会の実施について実績なし。
評価	○
確認結果	制度を活用する案件がなかったが、制度活用のための手続きは構築されている。
課題・意見等	特になし
令和8年度末の 目指すべき姿	真に必要なケースが生じた場合の制度の活用

⑥若者や子育て世代の市議会への関心向上に向けた取組	
前回設定した 目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の市議会への関心を高めるために、市内にある高校や大学との連携を図り、主権者教育の一環として市議会報告会や意見交換会を授業に組み込んでもらうことなどを検討 ・本会議や市民シンポジウムに子育て世代が気軽に傍聴・参加できるよう、会場に一時保育施設等の設置の検討
実績	<ul style="list-style-type: none"> ■市議会報告会や意見交換会を実施した。 ・豊田南高校の生徒会メンバーの議会傍聴と意見交換を実施した。(令和4年12月定例会) ■本会議や市民シンポジウムでの一時保育施設等の設置の検討の実績なし。
評価	△
確認結果	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田南高校の生徒会メンバーの議会傍聴と意見交換の実施については、評価できる。 ・本会議や市民シンポジウム会場での一時保育施設等の設置について、検討には至らなかった。
課題・意見等	子育て世代が気軽に傍聴、参加できる環境整備や周知が必要である。
令和8年度末の 目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> ・若者や子育て世代の市議会への関心を高める取組の検討 ・子育て世代が気軽に本会議を傍聴できる環境整備の検討 ・市民シンポジウム会場の一時保育施設等の設置の検討

条例改正の有無	改正なし
---------	------

(広報広聴機能の充実)

第16条 議会は、多様な媒体を用いて、議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供に努めるものとする。

①議会ホームページの充実	
実績・評価等	※第3条で検証済みのため省略

②議会だよりの充実	
実績・評価等	※第3条で検証済みのため省略

③市民意識調査の実施	
実績・評価等	※第15条で検証済みのため省略

④その他の媒体の検討	
前回設定した 目指すべき姿	新たな媒体の検討
実績	・令和4年度の議会デジタル化推進特別委員会において、議会活動のデジタル化について検討した。 ・報告書において「アプリ・SNS・スマホ用ホームページなどの検討」を提言した。
評価	○
確認結果	議会デジタル化推進特別委員会において、「アプリ・SNS・スマホ用ホームページなどの検討」と提言している点は評価できる。
課題・意見等	より具体的な検討の実施が必要である。
令和8年度末の 目指すべき姿	アプリ・SNS（YouTube、X（旧：twitter）等）の活用の検討

条例改正の有無	改正なし
---------	------

（委員会等の公開）

第17条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開するものとする。

①委員会会議録の公開	
前回設定した 目指すべき姿	会議録公開（継続実施）
実績	会議録を、市議会ホームページ、議会図書室、南庁舎1階の市議会コーナーにおいて公開している。
評価	◎
確認結果	適切に公開がされている。
課題・意見等	議事録には文字の読み上げ機能がついてないため、視覚に障がいのある方への配慮の検討が必要との意見があった。
令和8年度末の 目指すべき姿	会議録の適切な公開（継続実施）

②委員会等の映像配信	
前回設定した 目指すべき姿	・委員会等の映像配信 ・映像配信において、可能な範囲で手話通訳に対応
実績	・新たな映像配信の実績なし。 ・本会議においては、映像配信での手話通訳のライブ映像を対応した。
評価	△
確認結果	・映像配信は本会議（代表・一般質問、施政方針）のみで、委員会の映像配信については検討には至らず、設備環境としてもまだ整っていない状況である。 ・本会議の映像配信に手話通訳のライブ映像を加えたことは評価できる。
課題・意見等	開かれた議会のために、現在の放映内容（一般質問・代表質問）以外の映像配信について検討が必要である。
令和8年度末の 目指すべき姿	映像配信する会議体の拡大を検討

条例改正の有無	改正なし
---------	------

（議会活動に関する資料の公開）

第18条 議会は、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室その他議長が適当と認める場所に備え付け、閲覧に供するものとする。

①会議録等議会活動資料の公開	
前回設定した 目指すべき姿	会議録、調査研究事項等の公表（継続実施）
実績	■議会会議録 ・市議会ホームページ、中央図書館、議会図書室、南庁舎1階の市議会コーナー、各交流館等で公開している。 ■調査研究事項 ・市議会ホームページ、市議会コーナーにおいて、各委員会の視察報告書や市議会報告会兼意見交換会、特別委員会の調査研究結果報告書を公開している。
評価	◎
確認結果	適切に公開されている。
課題・意見等	特になし
令和8年度末の 目指すべき姿	会議録、調査研究事項等の適切な公表（継続実施）

条例改正の有無	改正なし
---------	------

第7章 議員の政治倫理

第19条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

①豊田市議会議員政治倫理条例の順守	
前回設定した 目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理条例に基づく各議員の行動の検証 ・ 政治倫理に関する研修の開催
実績	<ul style="list-style-type: none"> ■各議員による豊田市議会議員政治倫理条例を順守している。 ■全議員への政治倫理に関する研修の開催は、実績なし。
評価	△
確認結果	政治倫理に関する全議員への研修及び検証はなかったが、初当選議員に対して政治倫理に関する研修を行った。
課題・意見等	初当選議員だけでなく、全議員への研修が必要である。
令和8年度末の 目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各議員が倫理条例を遵守 ・ 全議員への政治倫理に関する研修の開催
条例改正の有無	改正なし

第8章 議会局の設置及び機能の強化

第20条 議会に関する事務を処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、議会に事務局として議会局を置く。

- 2 議会局に事務局長としての局長及び書記その他必要な職員を置く。
- 3 職員の定数は、豊田市職員定数条例（昭和39年条例第11号）の定めるところによる。
- 4 局長は、議長の命を受け、議会局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 書記その他の職員は、上司の指揮を受け、事務に従事する。
- 6 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会局の調査、政策法務等の機能を強化するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、議会局に関し必要な事項は、議長が別に定める。

①議会局機能の強化	
前回設定した 目指すべき姿	法務課経験者の配置
実績	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和3年度から4年度に法務課経験職員の配置（副局長1名）があった。 ■ 令和4年度中に議会力向上のための事務局の機能強化について検討を実施した。（令和5年度より議会局への組織変更）
評価	○
確認結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務課経験職員の配置が行われた。 ・ 令和5年度から事務局の機能強化のための組織改編が行われた。
課題・意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会局への法務課経験職員の配置も必要であるが、議会局職員の資質を向上させるための取組も必要である。
令和8年度末の 目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会局職員向けの政策法務研修の実施 ・ 法務課経験者の配置

条例改正の有無	改正なし
---------	------

第9章 最高規範性

第21条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

実績・評価等	※理念的規定のため検証・評価の対象外とする。
条例改正の有無	改正なし

第10章 補則

(条例の見直し)

第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

①条例の評価・検証の実施	
前回設定した 目指すべき姿	任期ごとの検証の実施
実績	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の議会活性化推進特別委員会において、議会基本条例の評価・検証を実施した。 評価・検証作業において、評価や課題を洗い出すだけでなく、新たな仕組みとして各取組の任期末の令和8年度末の目指すべき姿の設定を行うこととしたことで、次回の評価・検証の際の判断基準の参考とすることができるようになった。
評価	◎
確認結果	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の議会活性化推進特別委員会において評価・検証が実施されており、任期ごとの検証を行うことができている。
課題・意見等	<ul style="list-style-type: none"> 検証の時期の検討や第三者による外部評価など、評価・検証方法の見直しが必要である。
令和8年度末の 目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> 任期ごとに評価・検証を実施 評価・検証方法の見直しの検討
条例改正の有無	改正なし

(参考資料②)

議会活性化取組計画（案）

議会活性化取組計画（案）

方針	重点取組	目標	内容例	実施主体※	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市議会情報発信の推進	市議会だよりのリニューアル	より多くの市民に読んでもらい、議会を身近に感じてもらえる議会だよりの発行	・紙面のカラー化 ・内容・構成の見直し ・紙面デザインの刷新	議（小）	紙面構成の検討	新規デザインの議会だより発行	
	市議会ホームページのリニューアルの検討	必要な情報を容易に得ることができる、見やすく、分かりやすいホームページの公開	・構成の見直し ・議案情報と録画映像、会議録との互換性の構築	議（小）		調査	検討
	SNS等の新たな情報発信媒体活用の検討	議会を知ってもらう手段の拡大及び議会に関心が低い若者世代への情報発信の強化	・SNS（YouTube、x（旧:twitter）等）の活用	デ	調査・研究	検討・実施	
市民が参画しやすい環境の構築	全ての人が傍聴しやすい環境の整備	子育て世代が気軽に傍聴できる機会を創出するための議事堂の整備	・親子傍聴スペースの設置 ・会議中の一時保育の実施 ・議事堂の授乳室設置	特	調査	検討・実施	
		議場に来なくても、いつでもどこでも議会を傍聴できる環境の整備	・本会議のインターネットライブ配信の実施 ・実施後の検証 ・ライブ配信をする会議体の整理	デ	本会議の配信	本会議配信の検証 本会議以外の会議についての配信について検討	
	市民シンポジウム等実施方法の見直し・検討	幅広い世代の市民との意見交換や意見集約ができる仕組みの再構築	・課題の洗い出し ・新たな実施方法の検討	特	調査・検討	実施	
議会の機能強化	政策に強い議会体制の構築	条例立案のための必要な知識の習得	・研修の実施	各		随時実施	
		条例立案について協議できる仕組みづくりの構築	・課題等の調査・研究 ・条例立案のための協議の場の構築	特		調査・検討	実施
	常任委員会の活動の充実	執行機関に対して政策提言を行うなどの政策機能を積極的に発揮する委員会機能の強化	・所管事務調査である管内視察等の積極的な実施	特		調査・検討	実施
	専門的知見の積極的な活用	学識経験者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を依頼することによる議案審議や所管事務調査の充実	・積極的な専門的知見の活用	委		必要に応じて随時活用	
	政治倫理条例に関する研修の開催	政治倫理条例の遵守	・研修の実施	各	実施方法の検討	実施	
	議会局職員研修の実施	議会局職員の資質向上	・研修の実施	局		随時実施	
	議会基本条例の検証及び評価方法の見直し	客観的で正確な検証及び評価による議会の現状を把握と、さらなる議会活性化	・評価・検証方法の調査・研究 ・新たな評価・検証の検討	特	調査・研究		実施

※議（小）→議会運営委員会小委員会（議会だより編集委員会）
 委→議会運営委員会、常任委員会、特別委員会
 デ→議会デジタル化推進チーム
 各→各派代表者会議
 特→特別委員会
 局→議会局